

## ケルンにおける一三九六年の改革

赤 阪 俊 一

## はじめに

かつてブラーニッツは都市史においては都市領主の時代と都市

共同体の時代をわけべきだと主張し、都市共同体成立期に生じた  
コミューン運動の役割を高く評価した。ミッターイスにより、都

市制度に関する「全理論を新しい基礎の上に置くに至った」<sup>①</sup>とま

で称揚されたこのブラーニッツ説は、その後の都市史研究者に大  
きな影響を与えてきたが、そこに問題がないわけではなかった。

すなわちブラーニッツが中世都市の歴史を二つの時期に分けたこ  
とにたいする誤解から、都市領主の時代から都市共同体への移行  
期研究としてのコミューン運動論と都市共同体の完成を示すもの  
としての「ツンフト闘争」論が別々の研究対象とされてしまった  
のである。そのため成立期の都市を研究対象としている研究者は

都市内騒擾の時期たる一四・五世紀には目を向けず、都市内  
騒擾の研究者は都市成立期には大きな問題であった都市領主と都  
市との関係をほとんど考慮しない。

本稿では、ブラーニッツがその理論を構築するために主として  
依拠したケルン市をとりあげ、「真正正銘の民主主義的選挙制度  
がつくられ」、「全市民の平等」<sup>②</sup>が現出したとして、ブラーニッツ  
により高い評価を与えられた一三九六年の制度変革を対象として  
分析を行い、コミューン運動と一四世紀末の都市内騒擾が実は密  
接に絡み合っており、一三九六年の制度改革によってテップファ  
ーいうところの「都市共同体」<sup>③</sup>が、そして小倉氏のいうような意  
味での「市民」<sup>④</sup>が生まれてきたことを示し、さらにそうした「都  
市共同体」においてヘゲモニーを握ったのはいかなる人々であっ  
たかを明らかにしたい。

① プラーニッツ著 鮎田豊之訳「中世都市成立論」一九五九年 未来社。

② ミッタイスリーベリッヒ著 世良晃志郎訳「ドイツ法制史概説(改定版)」昭和四六年 創文社 三八七頁。

③ Planitz, H., Die deutsche Stadt im Mittelalter von der Römerzeit bis zu den Zunftkämpfen, Köln/Graz 1954, S. 380.

④ Töpfer, B., Zur Spezifik der Stadt West- und Mitteleuropas in der Feudalgemeinschaft, in: Uitz, E. (Hrsg.), Haupttendenzen der europaischen Stadtgeschichte im 14. und 15. Jahrhundert, Teil 1, Magerburg 1974, S. 83. (次注の小倉氏論文に於て)

⑤ 小倉欣一「ドイツ中世都市の特徴づけ——比較封建社会論のために——」史観 第九十六冊 五〇頁。

## 一 研 究 史

ケルンにおける一四世紀の都市内民衆運動、とりわけ一三九六年の制度改革は、ケルンに關しての史料集を編纂し、五巻から成るケルン市史を著したエンネンの叙述以来一貫して市政民主化<sup>②</sup>、「ケルン革命」と把握されてきた。従って一三九六年以後の体制、いわゆるガッフェル体制は手工業者、商人を担い手とするツンフト民主体制と位置づけられる。こうした研究視角はラウによって定説化されて以来、最近に至るまで基本的にはほぼ変わらず踏襲されてきたのであるが、都市内騒擾およびその後成立した体制の担い手の中心として商人を重視するマッシュケや都市内騒擾は市民

権を保持していた市民たちによる闘争であったがゆえに「市民闘争」と呼ぶべきだと主張するチョック<sup>⑦</sup>、あるいは一三九六年の制度改革は何ら古い伝統との断絶を意味するものではないと連続説を唱えるシュタインバッハ<sup>⑧</sup>等の理論的批判を受け、さらに『ケルン経済の二〇〇年』<sup>⑨</sup>出版を契機として、ケルン市史研究者のなから、新たな実証的研究の動きが生じてきた。その結果がヘルボルン、イルジーグラ、ヴェンスキー、ミリツァー等による実証研究である。

ヘルボルンは主として政治的支配層の分析を通して、一三九六年を境としての政治的支配層の質的变化を明らかにし、イルジーグラは織匠の分析を通して、都市内騒擾の担い手を問屋主織匠の仕事とみなそうとする。ヴェンスキーは直接一四世紀の民衆騒擾を扱ってはいないが、一五世紀のケルンにおいては他都市と比べれば女性の地位が相対的に高かったことを実証することによって、一四世紀末の制度改革を肯定的にとらえようとしているようである。ミリツァーは一四世紀後半の都市内騒擾を対象とし、その前提と影響を分析するのであるが、一三九六年の制度改革が革命であったか否かというきわめて古典的な問題提起をし、結局革命ではなかったという、われわれにとっては当然とも言える結論を出すにとどまっている。しかし結論はどうであれ、一四世紀後

半におけるケルンの社会史的事実の発掘は見事であり、そのした事実の集積はこれからの研究にきわめて有益であろう。

本稿はこうした実証的成果を利用して、ケルン・シュタットリッヒな要素とケルン・シュタットリッヒな要素とが複雑に絡みあつて存在してゐたケルン市が、一四世紀末の制度改革をめぐつてどのように変化したかを明らかにすることを目的としてゐる。と同時に一四世紀都市内民衆騒擾をロムメーン運動とケルン・シュタットリッヒでも知らなければならぬとどうかつての筆者の主張を補強して、都市領主権力から相対的に自立した都市共同体の成立を一四世紀末に求めむための一つの準備作業をなす。

- ① Ennen, L., u. Eckertz, C., Quellen zur Geschichte der Stadt Köln, 5 Bde, Köln 1863-1880.
- ② Ennen, L., Geschichte der Stadt Köln, 5 Bde, Köln-Neus 1863-1880.
- ③ Ennen, Geschichte, Bd. 3, S. 3ff.
- ④ Lau, F., Entwicklung der kommunalen Verfassung der Stadt Köln von den Anfängen bis zum Jahre 1396, Bonn 1898.
- ⑤ 大司教と市民 Stelmann, A., Illustrierte Geschichte der Stadt Köln, Köln 1974, S. 130ff.
- ⑥ Maschke, E., Verfassung und soziale Kräfte in der deutschen Stadt des späten Mittelalters, vornehmlich in Oberdeutschland, in: Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Bd. 46 (1959), S. 289-349 u. 433-476.

① Czok, K., Die Bürgerkämpfe in Süd- und Westdeutschland im 14. Jahrhundert, in: Die Stadt des Mittelalters, Bd. 3 (Wege der Forschung, Bd. 245), Darmstadt 1973, S. 303-44.

② Steinbach, F., Zur Sozialgeschichte von Köln im Mittelalter, in: Collectanea Franz Steinbach, Bonn 1967, S. 671-690.

③ Zwei Jahrtausende Kölner Wirtschaft, 2 Bde, hrsg. v. H. Kollenbenz, Köln 1975. 1-150頁を完成するに巻本は戦後のケルン市史研究の集大成であった。

④ Herborn, W., Die politische Führungsschicht der Stadt Köln im Spätmittelalter, Bonn 1977.

⑤ Irzinger, F., Die wirtschaftliche Stellung der Stadt Köln im 14. und 15. Jahrhundert, Wiesbaden 1979.

⑥ Wensky, M., Die Stellung der Frau in der stadtkölnischen Wirtschaft im Spätmittelalter, Köln/Wien 1980.

⑦ Militzer, K., Ursachen und Folgen der innerstädtischen Auseinandersetzungen in Köln in der zweiten Hälfte des 14. Jahrhunderts, Köln 1980.

⑧ 都市上級裁判所の判決発見者であった参事人は大司教によって任命され、大司教の代理人たる役割を果たしていた。その意味で参事人はケルン・シュタットリッヒな要素を都市に持ち込んでいたとされる。リッヒン・シュタットリッヒは人的構成において参事人団を重要なところが大きく、また小参事会にも参事人が多く議席を占めており、本来ケルン・シュタットリッヒなものであるはずの都市制度へのケルン・シュタットリッヒなものの侵入が一四世紀末の状況であった。「参事人団に関して」 Lau, F., Beiträge zur Verfassungsgeschichte der Stadt Köln, I Das Schöffenkollegium des Hochgerichts zu Köln bis zum Jahre 1396, in: Westdeutsche Zeitschrift für Geschichte und Kunst,

Jg. XIV (1895), S. 172-195. リッヘルツマンによつて、Krusse, E., Die Kähler Rieherzeche, in: Zeitschrift für Rechtsgeschichte, Germ. Abt., Bd. 9 (1888), S. 152-209. 参事会に於いては、Lau, Entwicklung, S. 98ff.] こうした点を考慮して、一三九六年以前の小参事会員、リッヘルツマンへの役員、参事人を本稿では都市貴族と呼ぶことにする。

⑮ 拙稿「中世都市自治権獲得運動の一過程」人文論究 第三巻 第三号。

## 二 一三九六年の制度改革

十四世紀末のケルン市は都市貴族同士の政変劇で大きく揺れ動いていた。<sup>①</sup>その演出を手懸け、自らも出演したのは、ヒルガー・クヴァッターマルトなる一都市貴族であった。このヒルガーの主観的意図がどのあたりにあったかは不明であるが、とにかくこれは参事会制度を改革しようと試みた。それも大参事会の権限を増大させ、参事人団体の権限を制限することによってそれを達成しようとしたのであった。<sup>②</sup>かれの周辺には何人かの賛同者があつまり、一つの党派が結成された。それはグライフェン党と呼ばれた。かれに反対する人々も集まってフロインデ党という党派を結成した。この二つの党派の公然たる対立は一三九一年に始まる。党争はグライフェン党の優位のうちに終始し、「革命」の年一三九六年を迎える。この年フロインデ党の武力クーデタのためグライフ

ェン党のメンバーはケルン市から一掃されてしまった。両党派の争点は都市制度の改革であったが、<sup>③</sup>残余の市民、住民にとりたてて関心があつたようにも見えない。しかしそうだからといって制度の改革そのものに住民が無関心であつたというわけではない。

これからは都市貴族による制度改革など一般市民大衆層の利害とはまず無縁であろうと思ひ定めていたのであろう。これは一三九六年の制度改革にグライフェンのメンバーも、またフロインデのメンバーも関与していなかつたことから納得できる。<sup>④</sup>要するに一三九六年の改革は都市貴族による改革とはその基本的理念を異にしていたのである。従つてここでは一三九六年へと至る政治的経過は省略し、一三九六年六月の都市貴族支配崩壊前後の事情を記しておくだけで十分であらう。

年代記『新しき書』<sup>⑤</sup>の語るところによれば、都市貴族支配崩壊の顛末は以下のような事情であつた。グライフェン党を追放した直後、フロインデは居酒屋開設の認可を各市民に与えるという約束をしたという。その約束は全く果されず、市民達は何度も陳情した。こうした不満に加えて、都市内部の党派争いのせいで商人、手工業者が甚大な被害を被つていたことも問題とされた。こうして手工業者と商人は手を結び、集会を開いた。「職匠支配」崩壊後、都市住民の集会は禁止されており、フロインデ党の領袖であ

り、また市長でもあったコンスタンティン・フォン・リスキルヘンなる人物が集会の解散を命じるため、単身その集会の場へと赴いた。しかしその場においてかれは逆に捕えられてしまい、翌日の話し合いを約束することによってやっと解放されたのであった。コンスタンティンはその夜のうちに市外へと逃亡し、翌朝その事実を知った住民達はその責任を追及するため、まだ市内にいたフロインデのメンバーを急襲した。フロインデの面々は全く抵抗せず、おとなしく獄につながれた。こうして都市貴族支配が崩壊したのであった。

六月二十四日には臨時参事会が召集され、さらに九月十四日には共同宣誓コンユラーティオーの形式で、「盟約文書」が発表され、新しい都市制度ができあがった。一三九六年以前の制度と比べて新制度の特徴といえるのは、大参事会と小参事会という二参事会制度が廃止され、参事会が一つに統合された点である。旧体制のもとでは小参事会は都市貴族の独占するところであり、小参事会を通して都市貴族支配が貫徹されていたが、統合された参事会では都市貴族の独占的議席確保は見られず、制度的には政治的特権階級が排除されることになる。

臨時参事会は三つのグループに分けられており、そのうち「ミリターレス」と呼ばれる五名はすべて都市貴族であり、旧小参事会を

思わせる。<sup>⑧</sup> 第二のグループはノーマネXXVと呼ばれ、そのメンバーからみると旧大参事会を思わせる。<sup>⑨</sup> こうした点から見て、制度改革は急激には行われず、旧都市支配層の意見をも幾分かは取り入れて行われたのではないかと推測されるのである。さらに重要な点は、参事会への選出方法が具体的に規定されたことである。旧制度下においては、参事会員選出に関しては具体的規定が存在せず、この点でケルン市は慣習法的、私的制度から成文法的、公的制度へと脱皮したと考えられるのである。

① ケルンにおける十四世紀末の都市貴族間の争いについては、多くの研究があるが、ここでは邦語の文献だけを挙げておく。林毅著「ドイツ中世都市と都市法」昭和五十年 創文社。特に二二一頁以下参照。

② ケルンには市政担当機関として、大・小二つの参事会が存在していた。このうち小参事会が市政を中心的に担い、大参事会はそれを補佐した。参審人は都市上級裁判における判決発見人であり、都市領主であったケルン大司教に任命された。林前掲書二七八頁以下にケルン市の都市制度にかんする簡単な紹介がある。

③ この党争については、Herborn, Führungsschicht, S. 124ff. において両党派に結集した個々の都市貴族の分析がなされ、単なるフェーズであったと論じられている。

④ この両党派のメンバーに対する改革派の措置は、Herborn, Führungsschicht, S. 337ff.

⑤ Dat nuwe boich. in: Die Chroniken der deutschen Städte, Bd. 12. 2. Aufl., Göttingen 1968. S. 227ff.

⑥ Loesch, H. v., Die Köhner Zunfunktenden nebst anderen Köhner

Gewerbetunden bis zum Jahre 1500, 2 Bde., Bonn 1907, Bd. 1.  
Einführung, S. 63.

① Stein, W., Zur Vorgeschichte des Kölner Verbundbriefes vom  
14. September 1396, in: Westdeutsche Zeitschrift für Geschichte  
und Kunst, Bd. 12 (1393), S. 296ff.

② Herborn, Führungsgeschicht, S. 302.

③ ノーミネネXVが旧小参事会、第三グループが旧大参事会を代表する  
ごう主張があるが(Lau, Entwicklung, S. 151)、説得性に乏しい。

### 三 「盟約文書」

ツンフト体制のケルン版と言われてきたガッフェル体制の「基本法」は、一三九六年九月に市の書記ゲルラハ・フォン・ハウエなる人物によって起草された「盟約文書」<sup>①</sup>である。この「盟約文書」は一五一三年に一部手直しが加えられるが、基本的には一九世紀初頭まで、ケルン市の政治生活を規定しつづけた。「基本法」としての性格から、当然のことながらここには粗い規定しか見られないが、ガッフェル体制の基本的性格を考察するには、この「盟約文書」を見るのがやはり最適であろう。

「盟約文書」は全部で十五条から成っており、その前文においては、ガッフェル体制の基本的枠組みである政治単位としてのガッフェルの構成の仕方が、二十二のガッフェル全部に関して羅列されている<sup>②</sup>。たとえばその最初には織匠ガッフェルについての記

述が以下になされる。「我々アイルスブルクとグリーヒェンマルクトの織匠は剪毛匠、白鞣匠、ティルタイ織匠と我々々と結び付ける」<sup>④</sup>。同じような形式で二十二のガッフェルの構成が示されたあと、十五条に亘って基本的制度のありようが記される。以下この十五条のうち、ガッフェル体制の理解に不可欠な条項を簡単に紹介しておく<sup>⑤</sup>。

**第一条** 参事会はいかなる出陣といえども、それを企てたり、命令したりしてはならないし、ケルン市はレンテの負担がかかるようであれば、貴族あるいは都市との間に新しい同盟あるいは条約を結んではならない。さらに一年に千グルデン以上の支出をしてはならないし、千グルデン以上の額の契約を、ゲマインデの同意なく、してはならない。これは次のように解されるべきである。こうした業務がなされなければならないときは、まず全アムトとガッフェル<sup>⑥</sup>に告知されなければならない。しかしてのち各ガッフェルは二人の尊敬されるべき代表をそのときの参事会へと送り出し、当該業務に関する見解を伝えさせるべし。この代表が参事会とともに多数決で決定したことは法律上効力があるものであり、各人を無条件で縛るものである。(この二人の代表がつくる団体が四十四人衆である。)

**第二条** 以後、全参事会は一つの参事会となり、共同でゲマインシャフトリッヒに審議にあたるべし。ということはすなわちケルンではいままでそうであったような小参事会と大参事会がもはや存在しなくなるということである。

**第三条** 我々は次のように取り決めた。ケルンでは二人の市長と一つの参事会が選出されるべし。そして選出は宣誓をして行われるべし。しかもそれは次のようにして行われるべし。我々アイルスブルクとグリーヒェンマルクトの織匠は、剪毛匠、白鞣匠、ティルタイ織匠と共に、我々の間から四人の尊敬すべき市民を選び、かれらを参事会に送る。我々アイゼンマルクトは二人の尊敬すべき市民を送る。（以下二十のガッフエルについて記され、三十六名が選出されることになる。）すぐその後、アムトとガッフエルは選ばれたものを市庁舎へと送るべし。そしてこの選出された参事会員は続いてすぐに定数にはまだ欠けている参事会員をアムト、ガッフエル、ゲマインデから選びだすべし。しかもそれに適しており、誠実な見解をもって市とゲマインデの最善だけを願うこれらの尊敬すべき、かつ聡明なる人々は参事会が四十九名の定数に達するまで選ばれるべし。（こうして選出された十三名の参事会員はゲブレヒと呼ばれる。）このようにして参事

会が完全に選ばれ、その宣誓を終えた後には、参事会はアムト、ガッフエル、ゲマインデのなかから二人の市長を選ぶべし。

**第四条** 参事会選挙、市長選挙においては、愛情、憎悪、友情、親戚関係、人からの依頼は何の役割も演じるべからず。決定的に重要であるべきは、市の栄光と自由そして市民全体のための最善だけであらねばならない。

**第五条** さらに我々は次のことを取り決めた。すなわち半年毎に、参事会の半数が交替するべし。一年間参事会員であったものは、その後三年たつて初めて再選出が許されるものとする。

**第六条** 以後は、参事会に選出された市民が参事会員となることを拒否したときの措置（**第六条**）、破門されている者、庶子、非自由民は選出行為には関与できないこと（**第七条**）、市民は謀反のときは参事会をたすけるために、駆け付けねばならない（**第九条**）等の一般措置であり、直接ガッフエル体制に関係する条項ではないので省略。ただ十三条については、重要な規定なので紹介しておこう。

**第十三条** 次に我々は次のような決定をした。現在ケルンに居住しているか、あるいはいつか後にケルンに居住するため

にやつて来る者は、すべて(市庁舎に)出頭した後、十四日以内に加入しようと思ふアムトあるいはガッフェルを選ばねばならぬ。

「盟約文書」の内容は以上のごときものであるが、条文から伺われるのは都市の中世末期における閉鎖性ではなく、むしろ開放性ではなからうか。参事会員や市長になれるのは、市民であったが、そうした人々を選挙で選ぶことができたのは、実際はごうであれ、理想的には必ずしも市民である必要はなかったのであり、この開放性は恐らくケルン市の経済構造に由来するものであろう。さらに「盟約文書」に繰り返して出てくる「一般住民のための最善」ということは、単なる飾りことばというよりは、この文書を作成したハウエが都市というものをかなりゲノッセンシャフト的なものとみており、他の都市市民も、それは概ね正しいと感じていたとこのことをしめしているのではあるまいか。

① Verbundbrief, in: Chroniken, Bd. 14, S. CCXXXf. 下の「盟約文書」に基づく体制については、さきまづこゝには論じられてきた。しかしこれまでは問題が少なからず単純化されすぎていたようである。というのもケルンでは当時「民主主義」が導入されたか、あるいは本質的にはなにも変わらなかったかというような視点で議論がすすめられてきたからである。たとえばプラニーニッヒはこの体制が真に民主主義的なものであったか(Planz, Die deutsche Stadt, S. 330.)、*ラウ* (Lau, Entwicklung, S. 103.) や *シュタイン* (Stein,

Vorgeschichte, S. 202)にしてもおなじような見かたをとる。シュタイン、*ハッハ*は真つ向からそれに反対する。(Steinbach, Sozialgeschichte, S. 686ff.)そして議論はまったくかみ合わない。このことは「民主主義」という多義的な概念を使つての分析そのものが不毛であることを示している。

② Transfbrief, in: Chroniken, Bd. 12, S. CCXXXIIIff.

③ 二二のガッフェルについては、林前掲書二七三頁以下。

④ Wir van den willemepte as Arsbuigh und Krichmart mit den ampten zo uns verbunden und wir mit in mit namen schorre

wisgerre ind tirreier……, Chroniken, Bd. 14, S. CCXX.

⑤ 以下は、Verbundbriefの抄訳である。原文の注記は省略した。

⑥ 二二の政治団体としてのガッフェルのうち、アイゼンマルクト、シュヴァルトハウス、ヒンメルライヒ、ヴィンデック、アーレンの五つ

以外はアムトと呼ばれた。しかしこれはもはやツンフトそのものではない。

⑦ 臨時参事会

#### 四 新体制下の政治的指導層

##### i 臨時参事会

臨時参事会の定員は四十八名で、先に指摘しておいたように、三つの部分に分かれていた。そのうちミリターレスと呼ばれる五名の都市貴族のうち、三名はかつての小参事会員であった。ノーミネXVと呼ばれるグループは十六名であり、そのうち六名がアイゼンマルクト・ガッフェルのメンバーであり、八名がかつての大参事会員であった。①このなかには都市貴族は一人だけしか見当



② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

たらない。最後のグループには、二七名の名前がみえているが、かれらは商人と手工業者を代表したと考えられている。臨時参事会中の都市貴族の割合は十二・五%であり、一三九六年前の大参事会中の都市貴族の割合よりもかなり低い。それに対して、本人の代に初めてケルン市民となった新市民数の割合は、十六・七%で、大参事会員中のそれよりもはるかに大きい。さらに目を

第一表

	1372～88年にかけての大参事会員総数970名中	1389～96年にかけての大参事会員総数92名中	臨時参事会 【1396年6月】		第1回参事会 【1396年12月】		第2回参事会 【1397年6月】		第3回参事会 【1397年12月】	
			全体	ノーマネXV	全体	ゲゾレ	全体	ゲゾレ	全体	ゲゾレ
都市貴族	25(25.8%)	16(17.4%)	6(12.5%)	1(6.3%)	2(4.1%)	2(15.4%)	1(2.0%)	1(7.7%)	2(4.1%)	1(7.7%)
遠隔地商人	11(11.3%)	19(20.7%)	18(37.5%)	10(62.5%)	16(32.7%)	6(46.2%)	19(38.8%)	6(46.2%)	17(34.7%)	5(38.5%)
手工業者	4⑨(4.1%)	3⑩(3.3%)	10(20.8%)	0(0%)	14(28.6%)	1(7.7%)	9(18.4%)	1(7.7%)	9(18.4%)	0(0%)
新市民	4(4.1%)	11(12.0%)	8(16.7%)	4(25%)	12(24.5%)	5(38.5%)	16(32.7%)	6(46.2%)	16(32.7%)	7(53.8%)
富裕市民	44(45.4%)	49(53.3%)	20(41.7%)	10(62.5%)	22(44.9%)	9(69.2%)	20(40.8%)	9(69.2%)	15(30.6%)	6(46.2%)

○臨時参事会および参事会の定数は本文に示している。大参事会の定数については以下のとおりである。1372～92：31名、1392～95：21名、1395：31名、1396年の上半期（臨時参事会が選出されるまで）：21名。（Militzer, Ursachen, S. 92）

○この表の各項目の数字はそれだけで絶対的な意味を有するというよりは、むしろ時代をおよぼす変化の指標となるものであり、従って重要なのは、人数を示す数値ではなく、全体に対する割合の表示の方である。各カテゴリー毎の1396年前後の変化がこの表から読みとれるはずである。

○なお1396年に至るまでの大参事会については、ヘルボーンがより詳細なリストを作成しているため、それを参照のこと。（Herborn, Führungsschicht, S. 471-496.）

① このなかには、名前が参事会員名簿に記載されているだけで、それ以外の手がかりがまったくない人物が2名含まれている。（Militzer, Ursachen, S. 312）

② このうち1名はろくろ工であり（Militzer, Ursachen, S. 102, Anm. 501）、3名が金細工師であった（Militzer, Ursachen, S. 102, Anm. 502）。

③ これは全員が金細工師であった。（Militzer, Ursachen, S. 102, Anm. 503）

ひくのは遠隔地商人数の割合であり、臨時参事会全体では十八名で、三七・五%であるが、ノーマネXVにおいては十名が遠隔地商人であり、それは実にノーマネXVの六十二・五%という高率なのである。それ以前の大参事会員中において遠隔地商人が占めた割合は、一三八五年から一三九六年の間の大参事会員九十二名のうち十九名（二十一・七%）であり、一三七二年から一三八八

年の間の大参事会員九十七名のうち十一名(十一・三%)であったが、それと比べてみても、かなりの高率であることが判る。もう一つ見逃せない点は手工業者の数である。一三七二年から一三九六年までの大参事会員中には純粹の手工業者は一名もみえないが、臨時参事会には十名(二十・八%)の手工業者が参画している。これだけの数では、この体制が手工業者中心のツンフト体制であったなどと言うことはできないが、しかし以前と比べれば政治参加の開放性が目立つといえよう。

## ii 新参事会

第一表は、一三九六年改革以前の大参事会と、一三九六年改革後の三回目までの新参事会の構成を示したものである。わずか三回の参事会の分析結果であるが、この三回分の構成を見ることによって、ガッフェル体制の初期の性格を明らかにすることは可能であろう。

新体制下では旧都市貴族の政治参加が制限されたものになっている。旧体制下では、小参事会における都市貴族の割合は百分であり、大参事会においてもかなりの数の都市貴族が見られたのに比べて、激減したといえるであろう。それにたいして、新市民数、遠隔地商人数は激増している。割合的に変わらないのは富

裕市民数だけであり、都市支配の基盤として富の蓄積が前提とされていたことが伺われる。これはいまさらウーバーのアブケムリヒカイト理論をださずとも、当然の事と認められるであろう。政治的指導層における手工業者の割合は、第一回の新参事会でこそ二十八・六%という高率であったものの、第二回、第三回はともに十八・四%であり、ガッフェル体制を通常言われているようなツンフト体制であると見なすにはあまりにも低い数字である。

## iii ゲブレフ

新体制下において、いかなる任民層が政治的ヘゲモニーを握っていたかをみるには、ゲブレヒの構成を調べるのが最適である。各ガッフェルから参事会に送られる参事会員の数は決まっていたのに対し、ゲブレヒには、極端に言えば、ある一つの職種の人々、たとえば織匠が十三名選ばれても良かったからである。即ちゲブレヒに多くの人数を占めていたものこそ、ガッフェル体制で自己の意志貫徹しえた市民層だといえるのである。

第二表はゲブレヒとして選出された参事会員のガッフェル所属を調べたものである。⑥ 圧倒的に多いのはアイゼンマルクト(以下Eとする)、続いてシュヴァルツハウス(以下Sとする)とヴィ

第二表 ゲプフェルのガッフエル所属

	1396年 ～ 1401年	1405年 ～ 1410年	1415年 ～ 1420年	1430年 ～ 1435年	1445年 ～ 1450年
アイゼンマルクト	14	22	37	26	20
シュヴァルツハウス	9	12	12	10	9
ヴィンデック	3	13	16	19	11
織 匠	4	3	2	6	6
金 細 工 匠	3	2	4	6	4
ヒンメルライヒ	0	1	1	7	6
ビール醸造人	1	0	1	0	1
鍛 冶 匠	0	2	0	0	0
ア ー レ ン	0	1	0	0	0
画 匠	0	2	0	0	1
靴 匠	0	0	0	1	3
甲 胃 匠	0	0	0	2	0
魚 屋 匠	0	0	0	0	1
桶 匠	0	0	0	0	1
不明ガッフエル	44	20	5	1	15

ンデック（以下Wとする）というガッフエルである。従ってこの三つのガッフエルに結集していた人々が新体制下での政治的指導層の中心を成したものと思われる。このE、S、Wは手工業者ツンフトではない。まさにこの三つの団体こそが、ガッフエル体制という名称の起源たるべきガッフエルとして史料に登場してくる団体なのである。では通常大商人の団体と解釈されているガッフ

エルとは何か。

ヘーゲルはガッフエルがある家の名前から由来するとし、フレンスドルフはこれをガーフォルなる租税の一種から来たものだと⑧いう。⑨レッシェはガーベル（フォーク）に由来すると主張した。⑩現在はこのレッシェの見解が最も妥当なものと考えられている。⑪

一三六五年のある史料には「一般に鉄市場のガッフエルと呼ばれているフルカ共同団体」と書かれているが、このなかではラテン語のフルカ、すなわちフォークということばが宴飲の意味で使われており、ガッフエル団体が宴飲共同体であることを示している。⑫

この宴飲共同体とも宗教的兄弟団ともいべきガッフエルが、いつのころから歴史に登場してきたかという点、案外新しい。最初に成立したのは、Eで、一三六〇年頃という。⑬一三七一年（織匠支配崩壊の年）には、Wともう一つのガッフエル、ヒンメルライヒ（以下H）が、そして一三九六年までにSが発場する。⑭そしてこの三つのガッフエルの基本的性格の枠組みをあたえたのはEであったと思われる。この四つのガッフエルのメンバーが商人であったことは確かであるが、その性格の違いについては明らかではない。「織匠支配」成立に重要な役割を演じたのはEであったし、WとHは「織匠戦争」のとき、都市貴族側に味方した。⑮従っ

て同じ商人と言っても、そこにはなんらかの違いがあったと思われる。そしてその違いは取り扱い商品の違いに由来すると思われるのだが、これについてはまだはつきりとしたことはいえない。現在明らかにされているのは、Eが元々は鉄製品取り扱い商人の団体であったこと、Sは大青取り扱い商人の結成したものであり、Wには新来商人が多く結集していたこと、Hには多くのブドウ酒商がいたことぐらいである。とにかくここでいえることは、ゲブレヒとして参事会員になったのは多くが商人であり、その点でガッフェル体制の主軸を担ったのは商人層であったということである。

ガッフェル体制においていかに商人的要素が強かったかは、一四一七年のガッフェル・リストからも裏付けられる。一四一七年のガッフェル・リストでは、全ガッフェルで百十名の遠隔地商人がケルン市にいたことが判っているが、このうち六十三名(五十七%)が参事会員経験者であった。ケルン市内でのみ商業を行っていた百九十七名の商人のうち、参事会員経験者は七十六名(四十二%)であり、四百十名もいた手工業者のうち、参事会員経験者であったのがわずかに八十名(十九%)であったことと比べると、新体制下での商人的要素の強さが納得されるであろう。

次に一三九六年以後の政治的指導層と一三九六年以前の行政組

織との連続性、あるいは断絶を見ておきたい。

一三九六年から一四二〇年の四半世紀の間に、市長を出した家門を市長家門、四回以上ゲブレヒとしての参事会員を出した家門をゲブレヒ家門とすると、その間の市長家門は二十七、ゲブレヒ家門は三十一である。このうち十六家門が重複しているので、四十二家門が一三九六年以後の四半世紀の政治的指導層家門ということになる。一三九六年以後には、政治参加の開放性がいえるとしても、それ以前と同様、寡頭支配であることに変わりはない。

しかしこの四十二家門のなかで旧都市貴族家門は、フォン・デア・エーレン家、ヒルツェリン家、リスキルヘン家のわずかに三家門だけであり、政治的指導層の内実としては、一三九六年を境として、大きく変わっていることが見て取れる。しかしながら一三九六年以前には市政から完全に排除されていた人々だけが一三九六年以後の指導層になったわけでもない。新しい政治的指導層にはかつての大参事会家門が意外と多いのである。すなわち新政治的指導層の四十二家門のうちに、旧大参事会家門は二十二家門もあり、これは全体の五十%を上回っているのである。

政治的指導層を構成する家門における大参事会家門層の連続性と都市貴族家門層の不連続性から判断すれば、ケルン市は一三九六年の制度変革を境として、都市貴族中心体制から、旧大参事会

員＝非都市貴族の大市民中心体制へと変貌を遂げたと言いつつ、  
 じつはそうではない。

- ① Miltzer, Ursachen, S. 229.
- ② Miltzer, Ursachen, S. 315.
- ③ Stein, Vorgeschichte, S. 298.
- ④ 以下の数字はシュペリットナーの調査による。Miltzer, Ursachen, S. 312ff.
- ⑤ この表はケリットナーの調査結果をもとに作成。Miltzer, Ursachen, S. 312ff. なおこのケリットナー新市民とは本人の代に市民登録をなしたケルン市民となった者のことであり、富裕市民とは「一応四軒以上の家屋をもつ二五フロリン以上の財産を有していた者として計算した。富裕の定義は難し、ケリットナーは単なる比較のための目安としての意味しか持ち得ない。富裕市民の項の（ ）内の数字は大参事会員あるいは参事会全体において富裕市民が占めた割合を示すものではない。なおこの中には当然、都市貴族、新市民等もはいることになる。なお都市貴族は新市民であった者は存在しないが、都市貴族や遠隔地商人であった者や新市民は遠隔地商人であった者は存在する（のべ）（ ）内の数字はあくまでも大参事会員あるいは参事会全体における当該項目の割合を示しているにすぎない」とケリットナーに留意してもらいたい。
- ⑥ Herborn, Führungsschicht, S. 327.
- ⑦ カンマントングンツルホフの由来については Mayer-Maly, Th., Die Kölner Gaffelverfassung und die Rechtsgeschichte der Demokratie, in: Österreichische Zeitschrift für öffentliches Recht, NF 7 (1956), S. 210ff.
- ⑧ Loesch, Urkunden, Einleitung, S. 135.
- ⑨ Miltzer, Die Kölner Gaffeln in der zweiten Hälfte des 14.

und zu Beginn des 15. Jahrhunderts, in: Rheinische Vierteljahrsblätter, Jg. 47 (1983), S. 124f.

- ⑩ societas de societate furce, dicta vulgariter der gaffeln super foro ferri..., Lau, Entwicklung, S. 273, Nr. XII.
- ⑪ Miltzer, Gaffeln, S. 125.
- ⑫ Miltzer, Gaffeln, S. 126.
- ⑬ Chroniken, Bd. 12, S. 274.
- ⑭ Miltzer, Gaffeln, S. 126.
- ⑮ Loesch, Urkunden, Einleitung, S. 142.
- ⑯ Loesch, Urkunden, Einleitung, S. 138.
- ⑰ Miltzer, Ursachen, S. 232.
- ⑱ Miltzer, Gaffeln, S. 133.
- ⑲ Miltzer, Gaffeln, S. 142.
- ⑳ Miltzer, Gaffeln, S. 142.
- ㉑ Miltzer, Gaffeln, S. 143.
- ㉒ Herborn, Führungsschicht, S. 396ff.
- ㉓ Herborn, Führungsschicht, S. 399.
- ㉔ Herborn, Führungsschicht, S. 399.

## 五 改革の前提

以上、ケルンにおける一三九六年改革の意味を明らかにするために、政治過程「盟約文書」、政治的指導層をとりあげて考察を加えてきたが、その結果、一三九六年の制度改革をはさんでケルン市の政治構造は大きな変革を遂げていることが明らかになっ

た。すなわち旧都市貴族層の全面的な政治の舞台からの撤退と旧体制下においては政治的権限をあまり有してはいなかった大参事会員層および遠隔地商人層の台頭である。

従って最後に何故都市貴族層が政治の場から排除されたのか、あるいは排除されねばならなかったのかが問われねばならない。

そしてそのためには十四世紀末のいわゆる都市貴族層の市民としての生活形態、政治意識、経済活動等について、都市における政治、経済、社会構造との不調和という面から見ておく必要があるだろう。

かつては大商人であった大市民の子孫たる都市貴族の十四世紀末頃における状況を端的に示すとすれば、次の二点に集約されよう。①商業からの撤退と、②「封建化」。まず①からみておこう。

都市貴族の商業からの撤退についてはウィンターフェルト以来、ケルンに関しては通説となっている。ではかれらは商業から撤退した後、一体どのようにして生活の資を得ていたのであろうか。

通説的には不動産を購入し、地代生活者となったというようにいわれているが、ではその不動産はどこにあったか。囲壁内なのか、囲壁外であったか。あるいは囲壁外であっても、囲壁、市門に接した、いわば市の権限の及ぶ土地上であったか、遠く農村において荘園を得ていたかで、不動産所有の意味が異なってくる。余裕

がないので結論だけをおこう。都市貴族は市外に不動産を求めたのである。もっと正確にいうと、都市貴族の所有にかかわる不動産の大部分は、もはや都市内にはなく、都市外にあったのである。②これは市内の不動産の総量が限られていることを考慮すれば当然のことである。さらにいえば、都市貴族の市外土地所有者は片々たる地片の獲得を目指したものではない。かれらは荘園経営者となっていたのである。たとえばハインリヒ・フォン・クジンはゼヒテム村に、ゴトシャルク・ビルケリンはシュトッツハイム村に、コンスタンティン・フォン・ホルネはメンゲニヒ村に荘園を得ていた。③そしてそれぞれが荘園を獲得した年代が順に一三七一年、一三七七年、一三八三年であることを見ると、④一三九六年改革との関係がにわかには密接なものに思われてはこないだろうか。

一三七〇年から七一年にかけてケルンにおいては「織匠支配」という一種の反都市貴族体制が生まれていた。この体制下で徴収された土地税は歳入のほぼ半分をしめた。⑤この巨額の土地税徴収は「織匠支配」の中心勢力たる手工業者、商人層の土地所有都市貴族に対する反感を示しているが、同時に、この措置は都市支配領域内における土地所有の不安定性を土地所有都市貴族に悟らせてでもあろう。一三六〇年代末からの手工業者、商人層の勢力台

頭と「織匠支配」期における参審人団とリッヘルツェッへに対する仮借ない措置は都市貴族層の側にますます危機感をつのらせたにちがいない。それが農村部における荘園獲得となって現れたといえるのではなからうか。

そもそも都市と農村が対立していたのでない限り、かれらのこうした農村部土地所有はケルン市の政治活動そのものに大きな影響を与えたとはいえないかもしれないが、農村部土地所有は、その地の領主との関係を複雑化するゆえ、商業活動に関してはマイナス面が大きかった。とりわけブラバントとユリヒとの間の間断ない争いから都市を防衛しなければならなかった一四世紀末のケルンの場合、都市外との交易をもっぱらとする商人にとって、この争いから距離を保つことは至上命令であり、荘園所有者の都市内居住は好ましくなかったにちがいない。

さて②に移ろう。これは農村部における荘園所有とも密接に関係していることである。この「封建化」を四つの現象面から見てみよう。それは、 $\alpha$ …傭兵としての活動、 $\beta$ …騎士という称号の獲得、 $\gamma$ …農村貴族との姻戚関係、 $\delta$ …農村貴族化の四点である。

$\alpha$ について。地代という現金収入で生活する人々にとって、傭兵として活動することは現金を手に入れるもっとも手軽な方法であったとともに、心の内の自尊心をもくすぐったに違いない。多

くの都市貴族家門の人々が傭兵として活躍している<sup>⑤</sup>。かれらのかにはポローニャやビサ、あるいは教皇領にまでも赴いて傭兵活動を行ったものもいたという<sup>⑥</sup>。この傭兵活動は一步誤れば都市を外部の諸侯間の戦争に巻き込まれることになることはあきらかである。それだからこそ参事会は一三七一年、都市民に対しブラバントとユリヒの争いには加わらないよう命令を出さねばならなかったのではなかったか。すなわち傭兵活動と都市の存立には大きな矛盾があったのである。

$\beta$ について。すでに十四世紀前半の参事会リストにおいても、各リストにつき二名ないしは三名の参事会員の名前の前に騎士という称号が記されていた。そしてこの称号はたいていが相続によって得たのではなく、購入するか、あるいは他の手段で手に入れたものだという<sup>⑦</sup>。ここに都市貴族の有していたメンタリティーの一端を垣間見ることができる。荘園を所有することといい、傭兵として活動することといい、そして騎士と称することといい、すでにかからは、市民であることをはや重要視していないようにみえるのである。

$\gamma$ について。農村貴族との婚姻は必ずしも都市貴族の方からだけ一方的に望んだものではない。たとえばケルンの都市貴族家門の一つシェルフギン家と貴族のグーデナウ家が婚姻を結んだこと

により、多額の金がシェルフギン家からグーデナウ家にもたらされたが、グーデナウ家はそれをすぐさま借金の支払いに使っている<sup>⑩</sup>。この例でも明らかのように、農村貴族との婚姻はその結果として多額の現金の都市外への流出をもたらした。商工業活動を通じて都市経済を支えていた商人、手工業者にとつて、このことが都市経済に対するマイナス要因と映つたであろうことは想像に難くない。

②について。これは先に述べた①と表裏をなす。たとえばケルンを代表する都市貴族オーヴァーシュトルツ家の一分家の当主ヨハン・オーヴァーシュトルツ・フォン・エッフェレンの娘は、これも都市貴族の一員フランク・フォン・ホルネなる人物と結婚していたが、この婚姻を通じて市内にあったヨハンの土地はすべてフランク・フォン・ホルネのものとなり、そのため農村部の荘園を相続していたヨハンの息子たちは市の官職に就くことができなくなったというエピソードをヘルボルンが紹介している。これは一五世紀初頭の話であり、農村貴族化した旧都市貴族と一三九六年改革後のケルン市の対立を示していると解釈できる。

以上ごく簡単に一四世紀末における都市貴族層の社会・経済史的動向を概観してみたが、そこには活発な商工業活動とはいえないか不調和に見える都市貴族の姿が浮かび上がっている。強引を承

知で言ってしまうえば、都市貴族の存在は当時ケルン市が中世都市として存在していくために必要な都市固有の生業に阻止的な要因となっていたのである。そうした状況下において、ケルン市が自立的な中世都市として存続してゆくためには、一三九六年の制度改革が必然的であったように見えてこないであろうか。

- ① Winterfeld, L. v., *Handel, Kapitel und Patriziat in Köln bis 1400*, Lübeck 1925, S. 53.
- ② Herborn, *Führungsschicht*, S. 293.
- ③ Herborn, *Führungsschicht*, S. 297f. 他の都市貴族の荘園獲得については Irsigler, *Kölner Wirtschaft im Spätmittelalter*, in: *Zwei Jahrtausende Kölner Wirtschaft*, Bd. I, S. 239f.
- ④ Herborn, *Führungsschicht*, S. 293.
- ⑤ 「織田文配」の107頁は、林前掲書二六一頁以下参照。
- ⑥ Knipping, R., *Die Kölner Stadtrechnungen des Mittelalters*, 2 Bde., Bonn 1897-1898, Bd. 1, S. 4.
- ⑦ Chroniken, Bd. 12, S. 249.
- ⑧ Herborn, *Führungsschicht*, S. 292.
- ⑨ Fohl, W., *Niederrheinische Ritterschaft in Italien*. (Herborn, *Führungsschicht*, S. 292, Anm. 377, 246<sup>90</sup>)
- ⑩ Ennen, *Quellen*, Bd. 4, Nr. 525.
- ⑪ Herborn, *Führungsschicht*, S. 294.
- ⑫ Herborn, *Führungsschicht*, S. 295.
- ⑬ Herborn, *Führungsschicht*, S. 293f.



おわりに

結論を手短にまとめておこう。ケルンにおける一三九六年の制度改革に関しては、ツンフト手工業者による闘争という意味での「ツンフト闘争」を主張することはもはや許されない。一三九六年の制度改革により都市内の政治的多元性を象徴する二参事会制が廃止されて、一参事会制が決定され、さらに都市貴族層による排他的門閥支配が一掃されて、より開かれた都市共同体がつけられた。プラーニッツいうところの打って一丸とする宣誓共同体というのはまさにこのガッフェル体制が理想的に機能したときにのみ妥当するといえよう。しかし制度改革が所詮大商人という一職業集団によって主導された限り、多くの党派の偏向性をガッフェル体制から完全に排除することは不可能なことであった。十五世

紀の何回もの蜂起がそれを示している<sup>①</sup>。しかしながら一五世紀に何度も市民蜂起が生じてはいるものの都市経済が発展していることも確かな事実である<sup>②</sup>。

都市自治の担い手でありながらも、都市領主権力とも密接な関係を有しており、「封建化」しつつ都市経済に対する阻害要因となっていた都市貴族層を制度から排除し、活発な商工業活動を営む市民層が政治的指導層となったことは、都市領主権力からの一層の解放を成し遂げるための前提となると同時に、一五・六世紀における都市経済の発展の前提ともなっていることを指摘し、本稿の結びとしたい。

① Luther, R., *Gab es eine Zunfidenokratie?* Berlin 1968, S. 72ff.

② Irsigler, *Stellung*, S. 1ff.

（親和女子大学非常勤講師）